

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 井岡正徳				
年 月 日	令和元年 5 月 31 日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費 (年会費)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している</p> <p>◆本会の活動頻度 年 4 回 (2 月、5 月、8 月、11 月) に講演会を開催。尚、8 月は県外研修</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加。</p> <p>議会等での質問に役立っている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,216 円	講演会、懇談会 (引落手数料 216 円を含む)	9 他
	月会費	5,220 円	講演会、懇談会 (引落手数料 220 円を含む)	70 他
	<p>※全て 66.6% 充当 月 5,216 円 (5,216 円×66.6%=3,473 円)</p> <p style="padding-left: 100px;">10 月～ 月 5,220 円 (5,220 円×66.6%=3,476 円)</p>			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

（目 的）

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

（構 成）

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

（任 期）

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
 - 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和元年6月3日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク)				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバ使用料	アソシオンテ	11,880円	年額定額	13
		※ 50%充当 合計 11,880円 × 50% = 5,940円			
備考	ホームページアドレス : http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



ホームページ制作業務委託契約書

委託 : 井岡事務所

受託 : 有限会社アンシャンテ



ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所（以下「甲」という。）と有限会社アンシャンテ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年8月13日

甲

井岡正徳

乙

有限会社アンシャンテ

代表取締役 安村優



第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
 3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適切と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中で制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第14条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第15条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第16条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第17条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第18条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第19条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

令和2年8月14日

井岡 正徳



第11号様式の11 (第5条関係)

令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10 電話 0744-33-0506 1棟構 延べ床面積 176.5㎡のうち 58.842㎡
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 (関連会社の事務所等)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社 西和物流) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態による場合 (使用面積による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積176.5㎡ (a) うち政務活動使用面積 58.842㎡ (b) $(b) / (a) = 58.842 / 176.5$ 按分率 1 / 3
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 3 (但し、政務活動使用面積 (1/3) のみの契約) (按分率の考え方: 事務所使用面積で按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 3 (自己車両は別途契約) (按分率の考え方: 事務所使用面積で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 3 (按分率の考え方: 事務所使用面積で按分)
⑨備考	※事務所賃借料 (102,000円) については、政務活動使用面積按分率 1 / 3 (58.842㎡) のみの契約であり、残りの 2 / 3 の面積分は別途に契約している。 ※駐車場及び光熱費 (電気代のみ) については、支払額の政務活動使用面積分である 1 / 3 を按分している。

一字削除
十字挿入

四字訂正

三字削除

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流(以下甲という) と 借主 井岡正徳(以下乙という) とは
重要事項説明書記載事項を確認の上、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 阪手第2貸事務所
所在地 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10
物件構造 木造モルタル壁 3階建 一棟のうち2階及び3階部分
床面積 2階70.019㎡及び3階20.327㎡
(2階の会社使用分17.363㎡及び供用分14.131㎡を除く)
実質占有面積58.852㎡・一棟全面積の約3分の1

第2表 賃貸借期間

契約期間 平成28年4月1日から平成33年3月1日迄

第3表 賃料その他の負担

家賃 月100,000円 (共益費2,000円)

(総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所用のみに使用し、その目的以外には使用しないものとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新されるものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月未満の賃料は日割計算とする。

(賃借人の管理義務及び諸費用)

第5条

(1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならぬ

い。

- (2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならない
- (4) 本物件の設備・備品等の一切を乙が管理し、費用の負担をすること。
- (5) 町内会費等の町内の出費に関する乙の該当費用の支払いは乙の負担とする。
- (6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃貸借料・共益費及び駐車料等の類の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
- (2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
- (3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の現状を変更しようとする時。

(賃借人の届出事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引続き1ヶ月以上本物件に於いて事務所として使用しなくなる時。
- (2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。
- (3) 乙が死亡又は解散したとき。
- (4) 本物件が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

- (1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は一部を、転貸し、もしくは本物件の賃借権を譲渡してはならない。
- (2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、

宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- (1) 乙は賃貸借期間内であっても甲に対し、1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたはとりけすことができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状況で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- (2) 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の信頼関係を著しく害されたと甲が認められたとき。
- (6) 財産の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- (8) その他この契約の各条項のひとつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに原状回復義務)

第13条

- (1) 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めたときは、乙はこれに協力しなければならない。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しなければならない。
- (3) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任にもとずかず、本物件が天災、火災、盗難等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い道義的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

- 1、この賃貸契約は5年限りとするが、貸主の了解があれば契約更新できる。
- 2、本物件一棟の内、実質占有面積 58.852 m² (一棟全面積の約3分の1) は井岡正徳の政務活動用として使用することとし、1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結することとする。

●家賃等の支払いは【銀行振込】となっていますので下記の口座に振込みをお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名) [REDACTED]

(口座種別) [REDACTED]

(口座番号) [REDACTED]

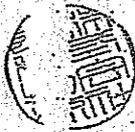
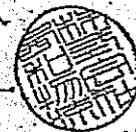
(口座名義人) (株)西和物流 (セイワ物流)

※『振込手数料』は『賃借人』の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各壹通を保有する。

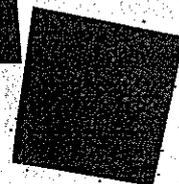
平成28年4月1日

甲 (賃借人) 住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地
氏名 株式会社 西和物流
電話 代表取締役 萩原良介
TEL0744-33-0377



乙 (賃借人) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

井岡正徳



自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 代表者 露崎耀と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手629番地の1他

第2条 賃借料は、壹ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壹ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、壹ヶ月以上怠ったとき。

2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。

3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壹ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壹ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 (特約事項)

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。

2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

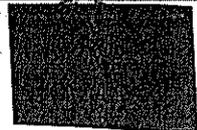
以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各本通を所持します。

平成28年4月1日

賃貸人 住所 奈良県磯城郡田原本町大字阪手623番地
氏名 テナント会 代表者 露崎耀
電話 0744-33-4095



賃借人 住所 [Redacted]
氏名 井岡正徳
電話 0744-32-5716



令和元年度年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年5月1日～令和2年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	120,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和元年5月1日 至 令和5年4月30日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 18時00分	
	休憩時間	なし	
休日	基本は土・日・祝祭日		
賃 金	給与区分	月給	
	基本給	月給 120,000円	
	諸手当	なし (給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和元年5月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

平成31年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000			1,440,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	1,440,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
差引支給額	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	0	0	1,419,000

勤務日数	19	19	18	17	19	19	18	17	19	18	17	17			217
勤務時間	85	96.5	89	82	95	93	82	80	91	87	81	81			1042.5

令和元年度年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和元年5月1日～令和2年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	80,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和元年5月1日より 至 令和5年4月30日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時30分 至 13時00分	
	休憩時間	なし	
休日	基本は土・日・祝祭日（振替あり）		
賃 金	給与区分	月給	
	基本給	月給 80,000円	
	諸手当	なし（給与に含む）	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和元年5月1日

労働者氏名.....

所在地.....

事業主 名 称.....

氏 名 井岡 正徳.....

平成31年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000			960,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	960,000

勤務日数	15	14	18	19	16	17	18	17	19	16	15	16			200
勤務時間	68	68	72	75	68	70	71	69	72	62	61	63			819

国税 取崩金 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(写)

④ 領収証書

32391

平成 年度

税務署名
リクライ 税務署

税務署番号
0003045Y

税務署使用額
110

整理番号
01218645

区分	支払年月日	金額	税額
俸給・給料等	3/10/01 ~ 06/30	¥240,000.00	¥3,912.00
勤労者退職金等			
日雇労働者の賃金			
退職手当等			
税理士等の報酬			
賞与			
同上の支払確定年月日			

納期等の区分

平成 年 月

自 3/10/1

至 3/10/1

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領
日付印

内 証

年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額 ▲

本 税 7,391.20

延 滞 税

合 計 額 7,391.20

◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

(領収日付印)

日本中央信用金庫
日銀蔵
1. 7. 16
代理店
左記の合計額を領収しま

国庫金

納期特例分

住所(所在地) (電話番号)

氏名 伊藤 マサリ 様(印)

摘要

1-03407-01218645 1 (ZC-01606) H

国税 収納金 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(写)

領収証書

32391

平成 年度

税務署名
リクライ 税務署

税務署番号
00036459

税務署使用額
110

整理番号
01218645

区分	支払年月日	人	支給額	税額
俸給・給料等	010701~1231	3	¥2402000	¥39120
賞与(賞与を除く)				
日雇分務者の賃金				
退職金				
税理士等の報酬				
役員賞与				

納期等の区分
 平成 年 月
 自 0109
 至 0114
 支払分源泉所得税
 及び復興特別所得税

証券受領
 印
 印

内 在 券

同上の支払
 確定年月日

年末調整による
 不足税額

年末調整による
 超過税額

本 税

延 滞 税

合 計 額

(領収日付印)

出納(9)
 2.1.7
 南都・田原本
 左記の合計額を領収しませ

住所 (所在地) (電話番号)

氏名 (姓) 伊藤 マサリ 様(部中)

納期特例分

◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

7-03407-01218645 1 (70-01606) H

